

令和8年度認可外保育施設保育サービス向上事業研修会

認可外保育施設に関する制度・指導 監督基準等について

沖縄県子ども未来部子育て支援課保育指導班

1

本日は、以下の内容について、説明
を予定しております。

① 認可外保育施設に関する制度

② 指導監督基準等について

③ その他

2

施設職員等による虐待通報義務化

こども性暴力防止の取組み

カスタマーハラスメント対策の義務化

乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）の規制

医師法17条（医行為）の解釈

保活情報連携基盤への参画（沖縄県）

3

保育所等の職員による虐待の通報義務について

ご存じですか？

児童福祉法等の一部改正に伴い、令和7年10月1日から、保育所等の職員によるこどもの虐待に関する通報が義務化されました。

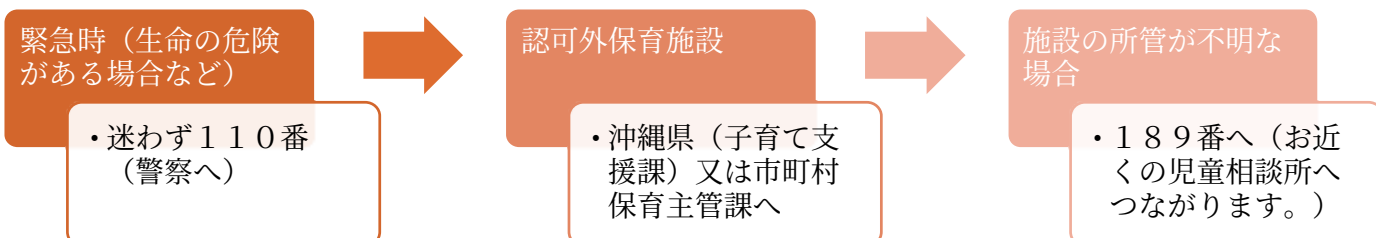
こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育園に通える（預けられる）よう認可外保育施設（企業主導型保育施設含む）で職員による虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合は、沖縄県又は市町村の窓口（下記参照）までご連絡ください。



【通報窓口】

- 沖縄県こども未来部子育て支援課 認可外保育施設担当
TEL：098-866-2457 FAX：098-866-2433
- 施設所在市町村保育主管課窓口まで

左記の連絡先は認可外保育施設の場合。施設区分によって、通報窓口が異なります



4

保育所等における虐待とは？（ガイドラインより抜粋）

ガイドライン見直し
不適切保育という概念の廃止

①身体的虐待

・身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

具体例：
殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、戸外に締め出すなど

②性的虐待

・わいせつな行為をすること又は保育所等に通うこどもをしてわいせつな行為をさせること。

具体例：
下着のまま放置、わいせつな言葉を発するなど

③ネグレクト

・心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、当該保育所等に通う他のこどもによる①②又は④までに掲げる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること。

具体例：
オムツを替えない、別室などに閉じ込めるなど

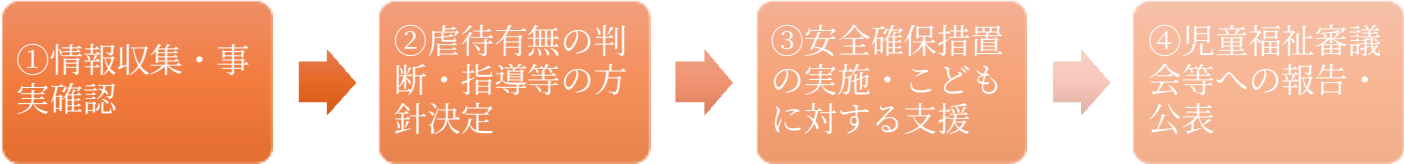
④心理的虐待

・著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の保育所等に通うこどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

具体例：
言葉や態度による脅し、著しい差別扱い、心を傷つけることを繰り返し言うなど

通報を受けた場合の行政庁の対応を明文化

虐待の通報がされた場合、所管行政庁は、以下の事項などについて実施する必要があります。



5

こども性暴力防止法

令和8年
12/25
施行

こども性暴力防止法
による対応がはじまります！

Point 1
制度開始後、対象事業者は、従事者に、**性犯罪前科の有無を確認すること**が求められます。

Point 2
性犯罪前科が確認された場合には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**配置転換等の雇用管理上の措置**が必要になります。
※ こどもに接する業務に就かせ続けることはできません。

Point 3
制度開始後のトラブル防止のため、制度開始前から、**採用選考の際、誓約書等**で求職者の**性犯罪前科の有無を確認**しておいてください。

こども性暴力防止法とは？
性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

制度の対象は？
こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。それ以外（放課後児童クラブ、学習塾など）は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

	義務対象	認定対象
対象事業	・学校（小・中学校等、高等、高等専門学校） ・認可保育所、認定こども園 ・児童養護施設 ・障害児施設 など	・認可外保育施設 ・一時預かり、病児保育 ・放課後児童クラブ ・学習塾、スポーツクラブ など
対象業務	・教員、部活動指導員 ・保育士 ・児童指導員 ・児童発達支援管理責任者 など	・保育従事者 ・子育て支援専門員 ・放課後児童支援員 ・塾講師、指導員 など

今後、皆さまにお願いすること

制度の開始後^{※1}、対象事業者には、次の措置が求められます。

- 安全確保措置 …… 被害の早期把握のための直談・アンケート、相談体制の整備 等
- 犯罪事実確認 …… 従事者の性犯罪前科の有無の確認
- 防止措置 …… 性暴力のおそれがあると判断される場合のこどもとの接触回避策 等
- 情報管理措置 …… 性犯罪前科等の情報の適正な管理

特に、性犯罪前科が確認されるなど、性暴力のおそれがあると判断される従事者については、配置転換等の雇用管理上の措置が必要になるため、制度開始後のトラブル防止の観点から、
就業規則等を整備して従事者に周知しておくこと
採用選考の際に、誓約書等により性犯罪前科の有無を確認しておくこと
等の対応を、制度開始前のいまから事前に行っておくことが重要です。

令和7（2025）年度

令和8（2026）年度

12月

ガイドライン
策定

アカウント登録
開始（予定）

法施行

いまから着手が必要なこと

就業規則の整備等
就業規則等を整備して従事者に周知すること、採用選考時に性犯罪前科を確認することなどが重要です。

従事者への周知
制度開始に伴い、従事者が対応すべき事項（性犯罪前科の確認、研修受講等）の周知をお願いします。

法で求める体制整備
こどもからの相談窓口の設置、不適切な行為の検討など、法で求める取組の準備が必要です。

GビズID登録
手続はオンラインで行います。なりすまし防止のため、GビズID^{※2}の事前取得をお願いします。

※1 令和8（2026）年12月25日以降
※2 デジタル庁発行の事業者用ID。7つのID+パスワードで複数の行政サービスへのログイン・手続が可能となります。
※3 詳細は、ガイドライン策定後にご案内予定です。

こども性暴力防止法の詳細については、こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

こども性暴力防止法

検索

2025年12月作成

6



こどもたちが大人から勉強やスポーツなどを教えてもらう場所、保育などを受ける場所、
そこでこどもに接して働く人たちが
「こども性暴力防止法」の対象になります。

全ての事業者が
法律で定める性暴力防止の取組の
義務がある

国の「認定」を受けた事業者が
法律で定める性暴力防止の取組を行う
(認定は任意)



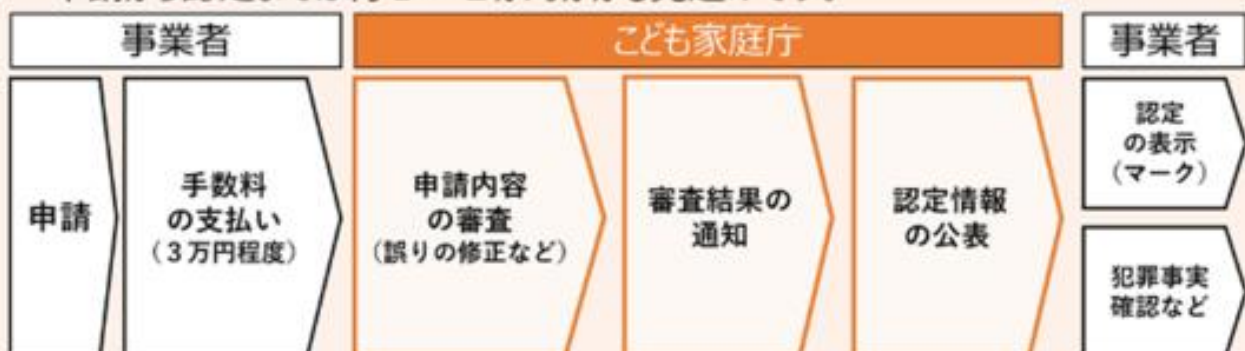
※対象となるには要件を満たす必要があります

7



認定とは

- 事業者が、こども家庭庁に事業ごとに申請を行い、基準を満たす場合は、認定を受けることができます。認定された事業者は、こどもと接する従事者が、過去に性犯罪を犯していないかの確認などを行う必要があります。
- 認定の基準
⇒ 認定には、法律で定められた性暴力を防ぐ取組や犯歴情報を適正に管理する取組を適切に実施する体制が必要です。
- 必要な手続
⇒ 認定を受けるためには、オンラインでの申請が必要です。
申請から認定までは約 1 ～ 2 か月かかる見込みです。



※具体的な手続は、今後マニュアルを策定予定です。

8

「認定」について（２）

認定を受けると…

- ・ 国が「認定」した事業者（学習塾、スポーツクラブなど）は、こども家庭庁のウェブサイト上で公表され、どの事業者が認定を受けているか確認できるようになります。
- ・ また、「認定事業者マーク」を広告などに使えるようになり、性暴力防止の取組をしている事業者が一目で分かるようになります。



9

「認定」について（３）

「こどもをまもう みんなでまもう」というコンセプトの下、「こまもう」マークを作りました。

認定事業者マーク



「こまもう」
こどもをしっかり「見て守る」
黒い大きな瞳と、こどもを守るために張り巡らせた
“アンテナ”を思わせる少し尖った頭の形が特徴です。

法定事業者マーク



「認定事業者」ではなく、
法律で性暴力防止の取組を行う義務が定められている「法定事業者」は、こちらのマークを使うことができます。

＜「こまもう」マークを付けられるものの例＞

- ・ 制服
 - ・ パンフレット、募集案内、メディア広告、ウェブサイト
 - ・ 名刺、電子メール
 - ・ 受付、玄関ホール、看板
 - ・ 求人広告
- など

「こまもう」マークで、
性暴力防止の取組が行われていることが
一目でわかるね！

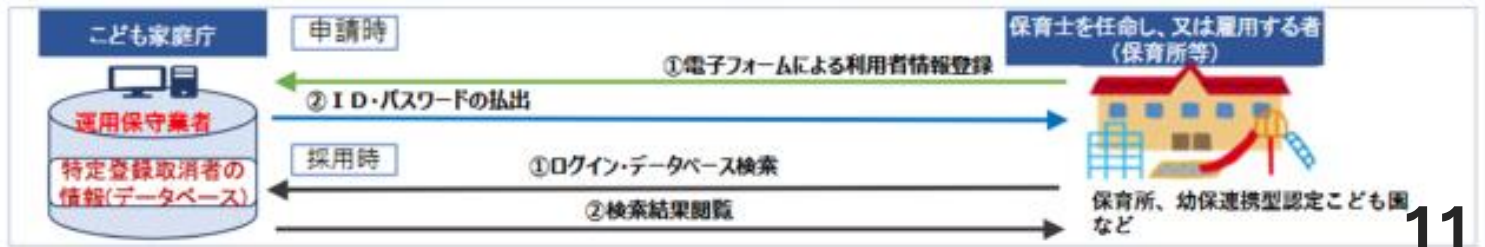


認定事業者以外が認定事業者マークを、法定事業者以外が法定事業者マークを使うことは、法律等で禁止されており、違反をした場合は、罰則等があります。

保育士特定登録取消者管理システムの概要

- ・児童福祉法の令和4年6月改正により、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等（特定登録取消者）の情報をデータベース化。
- ・施設・事業者等に対し、**保育士を任命・雇用しようとするときは同データベースを活用することを義務付け。**
※在職中の保育士は活用の対象外
- ・施行日は、**改正法の公布日から2年を超えない範囲で政令で定める日（令和6年4月1日）**

対象となる職	保育士 ※ 保育士登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者
対象施設・事業者	保育士を任命又は雇用する者 ※ 保育士を置くこと等が法令上明らかであり、所轄庁による指導監督権限が及ぶ施設・事業所
データベースに掲載・表示される情報	児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等の以下の情報 ※ 氏名、生年月日、登録番号、取消年月日、取消事由、児童生徒性暴力等の類型（教育職員等児童生徒性暴力等防止法第2条第3項第○号）等
確認後の対応	各事業者で適切に判断。 ※ データベースから得た情報を端緒として、採用面接等を通じて本人に経歴等より詳細な確認を行ったり、本人の同意を得た上で過去の勤務先に事実関係の確認を行うなど、法の趣旨にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。
データベースの利用方法	対象施設・事業者の採用責任者がデータベースを検索して利用 ※ 但し、必ずしも継続的でなく保育士を任命・雇用する施設等であって、法令に基づき所轄庁へ毎年度の運営状況報告を行うものについては、個別の申請に応じて子ども家庭庁がデータベースを検索し結果を回答。
取消情報の掲載期間	少なくとも40年間 （「保育士」が登録資格となった平成15年11月まで遡って掲載）
情報管理	罰則を含め、個人情報保護法に基づいて担保



11

保育士特定登録取消者管理システム

認可外保育施設も対象事業者とされております。

データベース活用対象施設・事業一覧

【データベースの活用対象となる施設・事業所（アカウント付与の対象）】

- ①児童福祉法第18条の4に規定する「保育士」を置くこと等が法令等により明らかであり、
- ②施設・事業所（以下、施設等）の所轄庁による指導監督権限が及び、
- ③継続的に保育士を任命・雇用し保育事業を行うものとして施設等ごとにアカウントの付与先が明確であるものとする。

※「『保育士』を置くこと等が法令等により明らか」であることの方

- ・保育士または保育教諭が法令等により配置とされている施設等
- ・保育士は必ずではないが、法令等により、職員のうち保育士を置くことができる又は一定の条件において置く必要がある施設等
- ・保育士資格を有する者が、家庭的保育者などとして保育の業務に従事することが法令等により明らかな施設等

【該当する施設・事業】

- ・保育所
- ・幼保連携型認定こども園
- ・児童養護施設
- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設
- ・児童発達支援センター
- ・児童心理治療施設
- ・小規模保育事業（A型・B型・C型）
- ・事業所内保育事業
- ・病児保育事業

- ・乳児院
- ・病院（結核児童に対する療育の給付を行う指定療育機関）
- ・母子生活支援施設
- ・一時預かり事業
- ・女性自立支援施設
- ・女性相談支援センター
- ・児童発達支援（児童発達支援センターで行われるもの以外）
- ・放課後等デイサービス
- ・一時保護施設
- ・預かり保育（子子法に基づくもの）

- ・幼保連携型以外の認定こども園
- ・認可外保育施設（届出をしているもの）（企業主導型保育施設を含む）（個人のベビーシッターを除く）
- ・家庭的保育事業
- ・居宅訪問型保育事業
- ・乳児等通園支援事業

【上記以外でデータベースの活用対象となる施設・事業所】

以下の全ての考え方に該当する施設・事業者については、臨時的事業等が想定されるためIDは付与しないものの、データベースの活用(*)対象とする。（*個別の申請に応じて、子ども家庭庁がデータベースを検索し、結果を回答する。）

- ①児童福祉法第18条の4に規定する「保育士」を置くこと等が法令等により明らかであること
- ②所轄庁による指導監督権限が及ぶこと
- ③買い物中の顧客のこどものみの保育を行うことが明確に書面等に示されているショッピングモールの託児所など、必ずしも恒常的ではないが、保育士を任命・雇用して保育事業を行う施設等であって、法令に基づき所轄庁へ毎年度の運営状況報告を行っているもの

該当する施設
・認可外保育施設の届出対象外の施設（「認可外保育施設指導監督の指針」に基づき運営状況の報告を年1回以上行う。）

12

令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます！

カスタマーハラスメント対策の義務化【改正労働施策総合推進法・指針の内容】

職場における「カスタマーハラスメント」とは、職場において行われる

- ①顧客等の言動であって、
 - ②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
 - ③労働者の就業環境が害されるもの
- であり、①～③の要素を全て満たすものをいいます。
※電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

①顧客等とは、顧客、取引の相手方、施設（駅、空港、病院、学校、福祉施設、公共施設等）の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者を指します。
（今後商品の購入やサービスの利用等をする可能性がある者も含みます。）

②社会通念上許容される範囲を超えた言動の例

【言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- ・そもそも要求に理由がない又は商品・サービス等と全く関係のない要求
- ・契約等により想定しているサービスを著しく超える要求
- ・対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
- ・不当な損害賠償要求

【手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- ・身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- ・精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
- ・威圧的な言動
- ・継続的、執拗な言動
- ・拘束的な言動（不退去、居座り、監禁）

13

カスタマーハラスメント対策の義務化

カスタマーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

（太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。）

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①カスタマーハラスメントには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②カスタマーハラスメントの内容及びあらかじめ定めた対処の内容（※）を、労働者に周知する
（※）管理監督者にその場の対応の方針について指示を仰ぐ、可能な限り労働者を一人に対処させない、犯罪に該当し得る言動は警察へ通報する、本社・本部等へ情報共有を行い指示を仰ぐ 等

◆相談体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
- ④相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑥被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑦再発防止に向けた措置を講ずる

◆対応の実効性を確保するために必要な カスタマーハラスメントの抑止のための措置

- ⑧特に悪質と考えられるカスタマーハラスメントへの対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
- ⑩相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

※対策を講ずる際には、消費者の権利や、障害者差別解消法における、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務に留意する必要があります。

※その他、自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主から事実確認等の措置の実施に関して必要な協力を求められた際は、これに応じるよう努めなければなりません。

14

乳幼児用玩具に対する新しい規制が導入されます！



子育て中のお父さん・お母さん 出産祝いを受けたいあなた
お子様のおもちゃ・ベビーベッドを購入する際は

「子供PSCマーク」

PSC **PSC**

をご確認ください！

令和7年12月25日より
子供用特定製品（3歳未満向け玩具・乳幼児用ベッド）
に対する新たな制度が始まります

令和7年12月25日より、「乳幼児用ベッド」及び「乳幼児用玩具」への子供用PSCマークの表示が始まります。
「乳幼児用ベッド」については、令和9年3月24日まで、既存のひし形PSCマークが表示された製品も販売されます。
また、「乳幼児用玩具」については、既存品に製造・輸入されたものは、子供用PSCマークの表示なしで販売可能となりますので、その場合、子供用PSCマークが表示されるよう、日本玩具協会が発行するSTマークを貼ることも有効です。

乳幼児用ベッド **PSC** 特別特定製品である子供用特定製品

1 ベッドの取付けは使用を待たず、所定の位置に設置しましょう
（転落する危険があります）

2 つかまり立ちをしようと思ったら、床板を最下段にして使用しましょう
（転落する危険があります）

● マットレスとベッドの間に隙間が出ると、窒息の恐れがあり危険です
● 寝い方や対象年齢を誤ると転落の恐れがあり危険です

3歳未満向け玩具 **PSC** 特別特定製品以外の子供用特定製品

1 対象年齢 0才以上
事故を防ぐため、必ずおもちゃのパッケージなどに表示されている「対象年齢」を守って遊びましょう

2 3歳未満のお子様には誤食の恐れがある「小さな部品」や「小さな球」があるおもちゃは避けましょう

● 小さなお子さまがおもちゃで遊ぶ際、保護者は常に注意深く見守りましょう
● 警告表示（対象年齢、使用上の注意等）をしっかり守りましょう

15

学校等における

医師法17条（医行為）の解釈

アナフィラキシーショック時のアドレナリン点鼻液（ネフィー®）の投与について

【国見解】認可外保育施設を利用する幼児が、アナフィラキシーショックを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員等が、アドレナリン点鼻液（ネフィー®）を自ら投与できない本人に代わって投与する場合が想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の4つの条件を満たす場合には、医師法第17条違反とはならない。

医師の指示の確認	保護者等対応協議	使用時の留意事項	医療機関の受診
・保護者が事前に医師から、書面で指示を受けていること	・保護者が、施設に対してやむを得ない場合にしようすることについて具体的に依頼していること	・本人確認 ・使用する際の留意事項に関する書面の記載事項の遵守	・使用後は、必ず医療機関で受診させること

留意事項

① 一連の行為の実施に当たっては、児童等のプライバシーの保護に十分配慮されたい

② 日ごろからの準備として、定期的な研修や訓練を行うこと等も重要

③ 医療従事者又は救急隊へ使用済み容器の受け渡し、実施した内容の伝達等

アレルギー性疾患に対する緊急時の対応や研修等は「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」をご参照下さい。

※上記内容は、わかりやすく説明するために詳細を省略して概要を記載しております。本件に係る国通知文（令和8年4月16日付事務連絡）を県のホームページに掲載しておりますので、詳細は国通知文をご確認下さい。

※本件通知と同日に「学校等におけるてんかん発作時のジアゼパム点鼻液（スピジア®）の投与について」も発出されておりますが、こちらは「0～5歳の乳幼児に対しては、保育所等においてジアゼパム点鼻液を預かり、職員等が投与することは想定されていません。」とのアナウンスがなされております。

16

質問

- ・サポート中の与薬の希望
- ・国や県で基準やルールがあるか

回答

- ・指導監督基準に与薬に関する基準等はみあたらない
- ・一般的な留意事項（懸念事項）を伝達

【留意事項】

- ・医療行為は有資格者に限定される（ベビーシッターは不可）。
- ・保護者からの依頼に基づくこと。
- ・与薬する薬は医師の処方（医師の指示）によること。
- ・与薬依頼があるとのことで、健康状態に不安がある状態での預かりとなるため、事前に保護者との連絡体制（健康の有無に関わらず必要ですが）の確保や、与薬による責任の所在など事前に双方で確認しておく必要がある。
- ・貴施設が加入している賠償責任保険でカバーされるか。

17

保活情報連携基盤への参画（沖縄県）

保活情報連携基盤とは？その目的は？

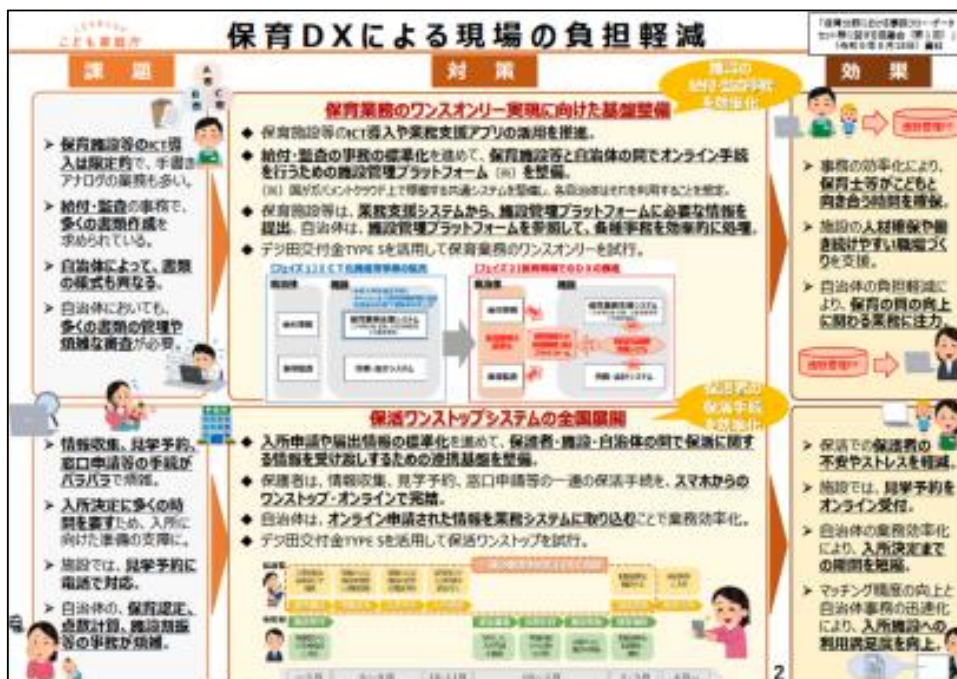
「保活情報連携基盤」とは

保護者と自治体・保育施設の間で行われる保育園の利用申請や情報提供などの手続きをデジタル化し、オンラインで効率的に行うためのシステム

一言でいうと「保活に関する情報をオンラインでまとめて管理し、手続きを簡単にするための仕組み」です。

「保活（ほかつ）」とは

子どもを保育園（特に認可保育園）に入園させるために保護者が行う情報収集、見学、書類準備、申し込みなどの一連の活動のこと（保育園探しと入園手続きをセットにした造語）



<導入目的>

- 1 保護者の負担軽減
保育施設の空き状況確認や入園申請などをオンラインで行えるようにし、役所に出向く手間や書類作成の手間を減らす
- 2 自治体・施設側の業務効率化
アナログな書類作業を減らし、入力・審査業務の負担軽減を図る
- 3 情報の一元管理
自治体と民間の保活アプリや保育ICTシステムとの間でデータ連携を可能にし、スムーズな情報共有を実現

この取組みは、こども家庭庁が推進する「保育DX」の一部として推進されている

18

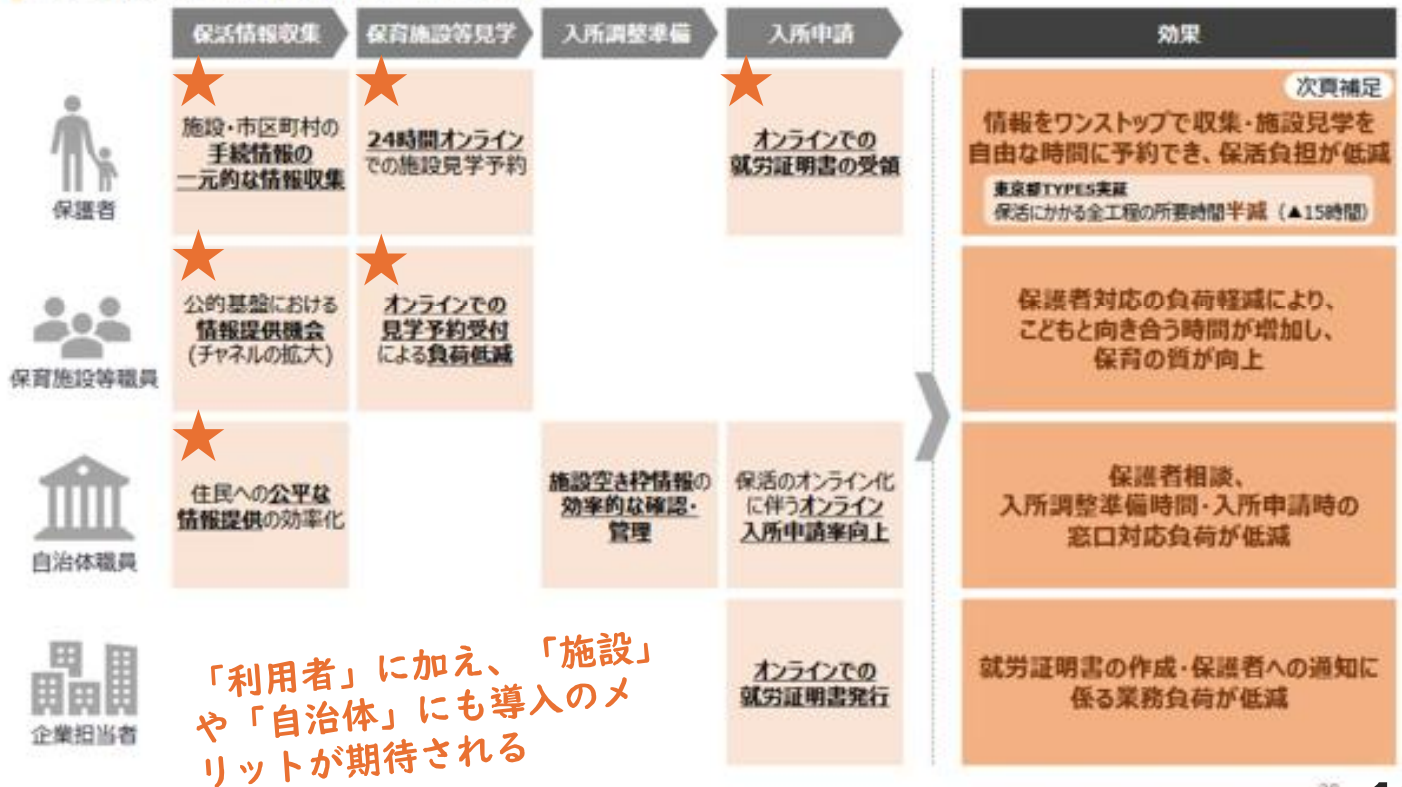
3.1.1 令和8年度における導入メリット

こども家庭庁

保活情報連携基盤利用における業務メリットや、効果を示す。

特に保護者の保活負担を軽減できる他、関連ステークホルダーの業務効率化も見込める。

保活情報連携基盤活用におけるメリット及び効果



29 19

保活情報連携基盤への参画

保育施設等の利用申請は、管轄する自治体で受付。

保育施設等がアカウントを発行した場合に利用可能となる機能の一覧は以下の通り

保活情報連携基盤でできること

- ：機能利用可能
- ー：機能利用不可能

認可外保育施設は、「見学予約受付」、「空き状況の開示」が可能！

自治体が利用申請を受付

		認可施設		認可外施設	
		アカウント発行済	アカウント未発行	アカウント発行済	アカウント未発行
保護者機能	施設情報の検索(基本情報)	○	○	○	○
施設機能	施設情報の登録(付加情報)	○	ー	○	ー
★ 施設機能	★ オンライン見学予約枠登録	○	ー	○	ー
自治体機能	空き枠の管理	○	○	ー	ー
★ 施設機能	★ 空き枠の登録	○	ー	○	ー

※現在、当該システムの運用に向けて国と調整中です。利用開始に向けた具体的なスケジュールが固まりましたら、改めて事業者の皆様へ周知いたします。

20